

議案第 16 号

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を次のように改正する。

第 5 条中「千葉県木更津市潮浜三丁目 1 番地木更津市環境部まち美化推進課」を「千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地富津市市民部環境保全課」に改める。

第 10 条第 1 項中「木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室」を「富津市市民部環境保全課」に改める。

第 17 条第 3 項中「木更津市」を「富津市」に改める。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(協議会の事務所)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、<u>千葉県富津市下飯野2443番地富津市市民部環境保全課</u>内に置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、<u>富津市市民部環境保全課</u>職員によって構成する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 関係市町は、前項の規定による負担額を、<u>富津市</u>に納付しなければならない。</p>	<p>(協議会の事務所)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、<u>千葉県木更津市潮浜三丁目1番地木更津市環境部まち美化推進課</u>内に置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、<u>木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室</u>職員によって構成する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 関係市町は、前項の規定による負担額を、<u>木更津市</u>に納付しなければならない。</p>